

広報かまくら「インフォメーション」掲載基準

広報かまくらの「インフォメーション」は、市または教育委員会が主催・共催する催し等のほか、市民団体等の催し等を掲載しています。市民団体等の情報を掲載する基準は次のとおりとします。

1 掲載の要件

それぞれの事業を所管する担当課等を経て、後援名義使用承認申請を行い、承認されたものとします。

2 掲載の基準

公平性を保つため、インフォメーションへの掲載回数及び掲載の優先順位等を次のとおり定めます。ただし、市または教育委員会の主催・共催事業、協働事業及び委託事業は除きます。

- (1) 同一団体等が行う掲載依頼は、年度内 5 回までとします。
- (2) 掲載順位は、原則その号に掲載しないと間に合わないもの、かつ次の順で掲載するものとします。
 - ア 市内を会場に実施するもの
 - イ 隣接市（藤沢市、逗子市、横浜市）を会場に実施するもの
 - ウ 上記以外のもの（鎌倉市共催等承認基準 4 条第 1 項第 2 号ただし書きにより承認されたもの）
- (3) 掲載依頼が多数の場合は、(2)の優先順位の高いものから抽選により決定します。
- (4) 掲載されなかった催し等は、市ホームページに掲載するものとします。

付 則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、広報かまくら平成 29 年 9 月 1 日号発行分から適用します。